

平成25年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成25年12月11日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成25年12月11日

（9日間）

至 平成25年12月19日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 陳情の委員会付託

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 発議第 9号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 議案第52号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 議案第53号

日程第10 議案第54号

日程第11 議案第55号

日程第12 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番 大池 俊子 君

2番 三澤 一男 君

3番 小林 武司 君

5番 神通 川清 一 君

6番 宮澤 敏 君

7番 竹野 園 磨 君

8 番 柴 橋 潔 君
10 番 大 月 民 夫 君
12 番 上 条 浩 堂 君

9 番 中 村 弘 君
11 番 竹 野 入 恒 夫 君
13 番 上 條 光 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久 君

副 村 長 中 村 俊 春 君

教 育 長 山 口 隆 也 君

会 計 管 理 者 小 口 正 君

総 務 課 長 小 野 勝 憲 君

税 務 課 長 野 口 英 明 君

住 民 課 長 青 沼 永 二 君

保 健 福 祉 倉 科 寛 君
課 長

子 育 て 中 村 康 利 君
支 援 課 長

保 育 園 長 中 村 清 子 君

産 業 振 興 住 吉 誠 君
課 長

建 設 水 道 赤 羽 孝 之 君
課 長

教 育 次 長 根 橋 範 男 君

総 務 課 上 條 憲 治 君
主 幹

事務局職員出席者

事 務 局 長 籠 田 佐 知 子 君

書 記 児 玉 佳 子 君

◎開会の宣告

○議長（上條光明君） おはようございます。

これより、平成25年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（上條光明君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、2番・三澤一男議員、3番・小林武司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（上條光明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る12月5日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12月19日までの9日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ

○議長（上條光明君） 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いいたします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 皆様、おはようございます。本日、平成25年第4回議会定例会が開催されるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては何かと忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。山形村は今年春先の遅霜、それから5月の干ばつ、そして高温、ゲリラ豪雨と台風到来、異常気象の中で特産でありましたナガイモが今年は豊作とのことであります。さきにも述べました異常気象の中でのうれしいニュースであります。

それに今年の特筆すべきことは、山形村の日本一の明るい元気にエールを送っていただけの方が大勢来ていただけたことでもあります。これは大きな元気でありました。5月に京都清水寺の森貫主さん、小樽の小林観光大使、そして10月に高知県の元知事の橋本大二郎さん、そして11月には神奈川県知事の黒岩知事であります。その中で、黒岩知事よりナガイモは乾燥した物は漢方薬で山薬と言って食欲増進の働きがあるとの効用の講演をしていただきました。これは山形村の元気になりました。特に聞かせていただきましたことの中に興味を持ったことは、西洋医学は科学的に研究された大量生産型の医療で、東洋医学は医師の経験による個人の体質に合わせた個別医療ということでございます。この個別医療という話が気に入りました。ナガイモを蒸して食べて2カ月の命が2年6カ月に延びたお父さんの話は、ナガイモの産地としては大きな味方でありました。

これに加え京都の森貫主さんの山形村の清水寺は京都清水寺との親戚であるとのことお言葉をつけ加えていただきましたことは、観光事業の目玉として清水寺とナガイモを一層強く押し出していこうとする山形村の元気に自信となってまいりました。

さて、今回議会定例会におきましては行政報告1件、工事発注状況1件、議案4件と一般質問が行われます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上、開会にあたり招集のごあいさつとさせていただきます。本日1日よろしくお

願います。

◎諸般の報告

○議長（上條光明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（上條光明君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、行政報告を申し上げたいと思います。行政報告は全国育樹祭についての報告いたします。第37回全国育樹祭は、埼玉県彩の国で11月16日に寄居町、11月17日に熊谷ドームにて行われました。ここに長野県松本地域森林林業振興会監事という立場で参加をいたしました。

育樹祭行事は16日にお手入れ式、17日に式典行事となっていました。私たちは17日の式典行事に参加し、熊谷ドームの周りに植えられた樹木の土壌改良ということで肥料を施す作業を行いました。

今年のお手入れ式は第10回全国植樹祭、昭和34年において昭和天皇・香淳皇后両陛下がお手植えになられたヒノキのお手入れを16日に皇太子が行い、翌日記念式典が行われました。流れといたしましては天皇陛下が植樹祭で植えた木を皇太子が育樹祭でお手入れをするという皇室国家行事であります。主催は公益社団法人、国家緑化推進機構で、協賛が全国森林組合連合と一般社団法人全国林業改良普及協会であります。

当日の式典の次第はこのような流れになっております。説明は省略いたしますので、

後で目を通しておいってください。

式典は皇太子ご退席後、全国緑の少年団の活動発表大会を見て閉会となりました。参加の成果というか感想ではありますが、今回特に明治から昭和にかけて活躍した埼玉県出身の本多静六博士、日本初の林業博士の手がけた大宮公園・日比谷公園の設計、造成の様子が紹介され、森林づくりの活動が各地で行われている様子を研修してきました。

また、緑というキーワードで国をつくるために木を植え育てる事業と、緑の少年団という子供を育て将来の日本をつくるという事業に主催者の思いを感じてきました。国をつくり守ることは時間がかかり大変なことで必要なことであると感じてきました。

以上、全国育樹祭についてでございます。

続きまして、工事の発注状況についてですが、お手元に配付されております資料の工事の発注状況をご覧くださいご報告にかえさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎陳情の委員会付託

○議長（上條光明君） 日程第6、陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました陳情は、25陳情第6号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の1件であります。

本日提案されました陳情1件については、会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにします。

◎発議第9号

○議長（上條光明君） 日程第7、発議第9号、特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書についてを議題とします。

提出議員の提案説明を求めます。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、発議として特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書ということで説明をしたいと思います。

第185回の臨時国会において可決された特定秘密保護法の特定秘密の対象となる情報は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報です。これらはとても範囲が広くてあいまいで、またその情報を管理している行政機関が、特定秘密を指定するためにどんな情報でも特定秘密になる恐れがあります。これは公務員のみならず一般国民までも処罰の対象となり得る中身であり、行政機関が国会に知られたくない情報を特定秘密に指定して国民の目から隠してしまえるという問題もあります。

ここにちょっと例があるのですが、例えば普天間基地に関する情報や自衛隊の海外派遣などの軍事防衛問題は防衛に含まれます。また、原子力発電所の安全性や放射線被曝の実態、健康への影響などの情報はテロリズムの防止に含まれています。また、行政機関の都合で特定秘密に指定される今、国会でも大荒れで、中身がもう支離滅裂な状態になって十分な審議もされないまま強行採決にされてしまったのですが、一番大事な憲法に保障されている内心の自由、思想・良心の自由、信教の自由、集会結社・表現の自由などこれらが共謀罪というもぐらたたき法で掘り崩されてしまい、また議員など国会議員も含めていろいろな議員の権限でもあります調査権なども秘密のもとに隠されてしまう、正常な活動ができなくなる、様々ないろいろな問題であります。

ぜひこの機会に発議として意見書を出してもらえるよう、委員会におきましてはこれから決めると思うのですが、委員会付託におきましては十分な審議をされ、ぜひ意見書の提出まで持って行っていただきたいと思います。この中身については運用後ということですが、廃止の方向にできればやってほしいというのも陳情でありますので、ぜひこの問題に対して慎重に審議をされ、十分に審議をされるようよろしくお願いします。

○議長（上條光明君） 提出議員の提案説明が終わりました。

それでは、発議9号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。私も一国民というのですか、としてはこの秘密保護法には全く反対であります。今、提出者の説明にもありましたけれども、私はできればこれはこの意見書にあるような運用についての慎重な運用ということですか、そういうことよりももう廃止と、そういう方向で私は気持ちとしては強く持っているものであります。ただこれは今新聞やテレビ、つまりマスコミ等を通じて見ていると全国的にすごく大きな反対のうねりが出ているということがわかるわけですが

も、やっぱり本当にその廃止だとか、あるいはここにあるようなある程度その運用を規制していくようなそういう運動にしていくには全国的な動きというのですか、そういったものと歩調を合わせるようなことがここはあるのではないかと感じておりますので、今もしあれですか、その提案者の方の方へちょっとお聞きしたいのですが、全国的なこういう自治体のこういった動きというのがどのような状況になっているか、もしわかったらお話ししていただきたいと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、その席でいいですか、答えていただいて。

○1番（大池俊子君） 全部がわかっているわけではありませんけれども、『信毎』など、『信毎』とかまた『赤旗』などを見ると、もう全国からこの法案が国会において決定される前からもう意見書がドンドン出ていって、長野県内でもきのうの新聞にも出ていたのですが、ちょっと詳しい、全部が幾つという数字までつかまなかったのですが、かなりもう議会にかけるともう国会で通ってしまうということで、初めからもう提出されて議決されたところもありますし、またこの議会に、今議会をやられているのですがその中でも、かなり県内でもかなりのところで意見書が提出されているようです。

ちょっと詳しい数字まではわからないのですが、それから反対運動みたいな感じとしては石破さんの話もあったのですが、もう連日国会の周りから始まって各地域で、この松本地方においても毎週やられています。実際山形からももう何人も行ってデモに参加している状態で、その中で石破発言というの、デモはテロだというところでまた反響が非常にあったのですが、今も多分連日やられていると思います。

全国からはもうかなり、ちょっと数字はつかんでいないのですが、かなりの県会、また地方議会での意見書の提出というのがやられているようでありまして。ちょっと詳しい数字はまだつかんでいないのですが、そんな感じですけども。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 全国の動きというのについては、今ここに山形の議会として提案されたつまり運用についてのその規制というのですか、そういうことで提言するというそういう動きなのか、あるいは廃止という動きなのか、その辺も私はしっかり見きわめてできるだけ多い方、そういった内容を検討すべきだというふうに思いますので、もしこの意見書の中へこれ同時に廃止ということも一緒に含めて提案されたらというふうに私自身は思いますがいかがでしょうか。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） ぜひこの何も出さないまでも運用という文面だけでもぜひ出してほしいという気持ちがあったものですから、私の気持ちとしてはもうこれは廃止以外にないというふうに考えています。ぜひ今、竹野議員の方からも意見が出ましたので、委員会というか、審議の中では廃止の方向で持って行ってほしいというのが本心です。そういうことですけれども。

○議長（上條光明君） 俊子議員、ちょっと申し上げたいのですが、今この案で出ているのを直したいということでしょうか。気持ちの発言、大池さんに聞いている。今、竹野園麿議員からはそういうのも盛り込んだ方がいいのではないかという多分ご意見だとちょっと質疑をちょっと超えているような気がします、そういうようなご意見だと思のですが、大池さんはそれを受けてこれを訂正するというのであれば至急訂正しなければいけないことですし、気持ちと文章とはその辺はどうでしょうか。ちょっとその辺だけ園麿議員にちょっと答えていただいて。

○1番（大池俊子君） 委員会が、委員会というか審議の中でしっかり議論した中で決めて、意見書としてどういうふうにしていくかというのを決めていただければ、ここはそこでいいと思っています。

○議長（上條光明君） 竹野議員、3回目です。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） これは最後ですが、この法律も今日の新聞を見ますとあした、あさって出るのは13日ですか。13日が交付でもって、施行はその1年後ということのようですので、施行までには一応1年間あるというようなことであります。それでこのうちの議会も今日から始まって19日までということなので、やっぱりその間、最終日までの間にできるだけ全国的な動き、その動きというのは自治体のその全体の数だとかそのまた内容、そういったものをしっかりつかんで、19日間十分期間を使って私は審議してほしいと、これは要望でもって終わります。

○議長（上條光明君） 竹野議員、3回ですのでそういうことを今要望ということでよろしいですね。

ほかにはどうでしょうか、よろしいですか。いいですか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり総務産業常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(上條光明君) いいですか。ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり総務産業常任委員会に付託して審査することに決定しました。
-

◎議案第52号

- 議長(上條光明君) 日程第8、議案第52号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」を議題とします。

本件について村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長(百瀬 久君) 議案第52号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

平成24年6月20日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行に伴いまして、平成26年4月から障害者程度区分が障害支援区分に変更されることにより、松本広域連合規約の変更をするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長(上條光明君) 村長の説明が終了しました。

次に、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

小野総務課長。

- 総務課長(小野勝憲君) 議案52号でございます。広域連合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によるものということで、地方自治法の291条の3第1項によりお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。表の方と2種類あるかというふうに思います。内容は同じでございますが、村長が提案説明で申し上げましたが総合支援法、障害者の総合支援法の施行に伴いまして、文中にあります「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更になります。これに伴いまして字句の変更をお願いするものでございます。以上です。

- 議長(上條光明君) 詳細説明が終わりました。それでは、議案第52号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) よろしいですか。質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。本件は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、討論・採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) よろしいですか。ないので、討論を終結し直ちに採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第52号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号～議案第55号

○議長(上條光明君) 日程第9、議案第53号から日程第11、議案第55号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

(事務局書記朗読)

○議長(上條光明君) ただいま一括議題とした議案第53号から議案第55号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第53号から議案第55号までの説明を申し上げます。

まず、議案第53号「平成25年度山形村一般会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

この一般会計の補正予算(第4号)は歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補

正を行うものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出から2,310万4,000円を減額し、補正後の予算規模は35億7,272万1,000円となっています。

第2条の債務負担行為の補正は、農作物等経営支援利子助成事業補助金を追加するとともに、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料及び自動体外式除細動器借上料について限度額を変更するものです。

第3条の地方債の補正は防災拠点施設整備事業、消防防災施設設備事業及び防災基盤整備事業について限度額を変更するものです。

主な内容は歳入予算では村税に1,900万円、分担金・負担金に366万9,000円、国庫補助金に3,586万1,000円を追加する一方、繰入金3,213万6,000円、村債6,770万円を減額するなどいたしました。歳出予算では、防災拠点施設整備事業などの総務費から6,229万4,000円、衛生費から1,177万円を減額する一方、民生費に1,052万3,000円、諸支出金に3,997万8,000円を追加しそれぞれ計上いたしました。

詳細につきましては補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第54号「平成25年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

この特別会計補正予算第1号は歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出に1億2,251万6,000円を追加し、補正後の予算規模は11億2,966万2,000円となっております。主な内容は歳入では療養給付費交付金、前期高齢者交付金、繰越金をそれぞれ当初予算からの数値と整合を図るため補正を行うものです。歳出では、今後の支払い見込みの中で不足する保険給付費の各科目の増額や歳入の繰越金の一部を一旦基金に積み立てるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第55号「平成25年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」の提案説明を申し上げます。

この特別会計補正予算(第3号)は歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出から8万2,000円を減額し、補正後の予算規模は6億5,700万5,000円となっています。主な内容は、歳入予算では国庫支出金117万2,000円を減額し、県支出金106万5,000円増額しました。歳出予算では居宅介護サービス給付費2,750万円を減額し、施設介護サービス給付費2,200万円、地域密着型介護サービス給付費400万円、居宅介護サービス計画給付費150万円をそれぞれ増額するものです。

以上、補正予算につきましてその概要を申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第53号について詳細説明はありますか。

小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） それでは、一般会計の補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。一部ダブる部分があるかと思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

6ページをご覧いただきたいと思ひます。まず、債務負担行為の補正でございます。新規に追加ということで農作物等災害経営支援利子助成事業補助金で、平成30年度までということで10万円を新たに追加をさせていただきました。

その下の変更ということで、子ども・子育て支援事業の計画策定業務委託料ということで限度額を196万3,000円と変更させていただきました。また、自動体外式除細動器の借上料ですが、44万5,000円ということでこれも変更をさせていただきました。

7ページになります。地方債の補正でございます。防災拠点施設整備事業でございます。これにつきましては1億7,160万円を1億410万円とさせていただくというものでございます。

それから、消防防災施設整備事業につきましては3,150万円を3,060万円、防災基盤整備事業につきましては250万円を320万円とそれぞれ変更をさせていただく内容でございます。

それでは、歳入の方のご説明を主だったものを申し上げます。11ページになります。村税の関係です。村民税の個人につきましては増額見込みということで1,900万円を増額するというものでございます。分担金及び負担金につきましては、民生費負担金366万9,000円増額するものですが、主なものといたしましては保育料の負担金ということで270万円という内容になっております。

それから、12ページになります。一番下の13の国庫支出金の国庫補助金の民生費の国庫補助金でございます。3,515万9,000円を増額するものでございます。これにつきましては地域の元気臨時交付金を充てるというものでございます。

13ページです。中段の14の県支出金、県補助金、民生費の県補助金でございます。379万4,000円を増額するものでございます。主なものにつきましては安心こども

基金の補助金ということで355万4,000円を増額するものでございます。

14ページになります。中段の17の繰入金の基金の繰入金、4の児童福祉施設建設改良基金の繰入金でございます。減額の3,213万6,000円でございます。これは基金の繰入金を減額するものでございます。

15ページになります。諸収入の雑入でございます。衛生費ですが1,053万7,000円の清掃収入金を増額するものでございます。

それから、起債の方でもありましたが、村債につきましてはそれぞれ先ほどの金額につきまして総務債につきましては6,750万円を減額、それから教育債につきましてはトータルで70万円の増額という内容のものでございます。

それでは、歳出の主なものを説明を申し上げたいと思います。16ページになります。企画費、目の企画費でございます。減額の6,434万円の減額でございます。主なものにつきましては委託料で減額の328万円、これにつきましては下竹田防災拠点施設の設監の委託料、それに伴いまして工事請負6,106万円の減額になるものでございます。

17ページ、8の公用自動車、425万9,000円を増額するものでございます。これにつきましては備品購入にあります、新たに公用車を372万8,000円購入のために増額するものでございます。これにつきましては14人乗りを考えております。

それから、18ページ、民生費、社会福祉費の関係になります。一番下になりますが318万3,000円を増額するものでございます。主なものにつきましては委託料の障害者地域生活支援・相談支援事業ということで200万円の増額というものでございます。

19ページ、下の方になりますが民生費の児童福祉費の児童福祉総務費でございます。240万9,000円でございます。主なものは委託料で、子ども・子育ての支援新設制度の電算委託料が350万円増額になっております。

それから、20ページ、中段の認可私立保育所でございます。287万円の増額でございますが、これにつきましては19の負補交の負担金の272万2,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の保育園及び子育て支援センター費でございます。312万3,000円を増額でございます。子育て支援センターの建設工事の増額をお願いするものでございます。

それから、22ページになります、衛生費でございます。これにつきましては予防費、減額の470万円あります。これにつきましては委託料、それぞれの委託料の減額で減額するものでございます。それから、7の高齢者保健費でございます。減額の515万6,000円でございます。これは県の高齢者医療の広域連合会の運営費の減額に伴うも

のでございます。

それから、29ページ、最後になります。13の諸支出金の基金費でございます。公共施設整備基金ということで、3,983万5,000円の増額でございます。これにつきましては公共施設整備基金への積み立てをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（上條光明君） 次に、議案第54号についての詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、国保会計の補正の詳細の説明をさせていただきます。

まず歳入であります。療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、繰越金がそれぞれ確定しましたので、当初予算に計上額からの修正になるものです。

補正予算書7ページをお開きください、7ページです。療養給付費交付金では過年度分の精算による減額が2,527万3,000円、前期高齢者交付金では7,064万9,000円の追加交付、繰越金では7,714万1,000円の追加になります。

歳出では保険給付費などで今後不足が見込まれる各科目の補正、繰越金では国庫への償還金のほか、およそ2分の1に相当する額を基金に一旦積み立てる補正が主な内容であります。

8ページからご覧いただきたいと思えます。8ページから次9ページまでが保険給付費での不足が見込まれる科目の内容であります。ここでの補正額は5,173万円です。

それから、9ページから10ページ、こちらは後期高齢者支援金、介護納付金などの確定による補正額の内容であります。

それから、11ページですけれども、これは前年度の繰越金の一部を基金へ積み立てとするもののほか、前年度で交付された国庫支出金の精算による償還分などの内容となっております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 次に、議案第55号について詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（倉科 寛君） ありません。

○議長（上條光明君） ありません、はい。以上で詳細説明が終わりました。

これより議案第53号から議案第55号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。一般会計の16ページでいわゆる真ん中の企画費の委託料とそれから15節工事請負費、これ下竹田の防災拠点施設建設工事との関係ですが、これ額が大きいのもうちょっと当初どのぐらいだったやつがどういうことがあってこれだけに減ったのだということをちょっと詳しく説明してください。

それから、次のページ、17ページの備品購入費、公用車購入費の372万円、これどんな車か、何台かというあたりももうちょっと詳しく説明してください。

○議長（上條光明君） 2件でいいですか。小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） まず、16ページの企画費の関係でございますけれども、工事費では1億6,000万円ぐらいの予算があったかと思えます。これにつきましては地元との調整の中で、地区の要望により規模を縮小をしたいという中で規模が縮小になってきているということで、地区との調整の中で減額をさせていただいているという状況でございます。それに伴いまして委託料も減額をさせていただいているというところでございます。

それから、17ページです。備品購入でございます。これにつきましては現在指定管理者、スカイランドきよみずに貸し付けをしてあります10人乗りの車ですけれども、実はこれが車検を受けるようになっていたのですけれども、車検を受ける価値がないというか、故障の方が多くてとてもではないがちょっと無理だということで9月に相談を受けてございます。これに伴いまして新たに車を買って貸し付けをしたいということでございます。これにつきましては、指定管理者の方の要望も踏まえまして14人乗りを考えているという状況で、新たにここで買いかえをして貸し付けを考えるものでございます。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） よろしいですか。質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（上條光明君） 日程第12、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました議案第53号から議案第55号については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） よろしいですか。ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（上條光明君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 9時47分）